

後期高齢者支援金の 減算対象保険者となりました！

後期高齢者支援金は、各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施率や加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況等によって、加算（ペナルティ）または減算（インセンティブ）の対象となります。

令和5年度までの実績から、当組合は令和5年度も後期高齢者支援金の減算対象組合となったため、令和7年度に精算する令和5年度分の後期高齢者支援金が減算されます。

これからも特定健康診査・特定保健指導を受診し、健康に留意してください。

減算率		公務員共済組合		全保険者		
119 / 200 点 約 0.151% 令和4年度	→	127 / 200 点 約 0.174% 令和5年度	7 位 / 84 組合 令和4年度	→	4 位 / 84 組合 令和5年度	
				134 位 / 1458 組合 令和4年度	→	127 位 / 1463 組合 令和5年度

特定健康診査・特定保健指導を受診し、生活習慣病の
早期発見・早期治療につなげましょう！

